

平成31年4月23日

「消費者ホットライン188の日」制定について

消費生活相談は、取引・表示・安全といった消費者政策の全ての分野の基礎をなすものであり、より多くの方々に消費者ホットライン188（いやや）を知つていただく必要があります。

このため、5月18日を「消費者ホットライン188の日」として制定し、消費者ホットライン188の普及・啓発を図ることとします。

（参考）消費者ホットライン188の日

消費者ホットラインは、地方公共団体が設置している身近な消費生活相談窓口を御案内し、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いする全国共通の3桁の電話番号。昭和63年から続く「消費者月間」の「5」月に、188の頭二桁「18」を合わせて、5月18日を「消費者ホットライン188の日」として制定。「泣き寝入りは超いやや！」が口癖の消費者ホットライン188イメージキャラクター「イヤヤン」の協力も得て、一人でも多くの消費者トラブルの解決がなされるよう「消費者ホットライン188」の普及・啓発を行う。



本件問合せ先
消費者庁消費者教育・地方協力課 梅田
TEL 03-3507-8800（内線：2136）